

東芝ホクト電子株式会社 宛

禁止物質（群）不含有証明書

日 付： 年 月 日

会社名：

所 属：

責任者： 印

当社は、貴社に直接または第三者を通じて納入する下記の製品または部品・材料等について、「東芝ホクト電子株式会社グリーン調達ガイドライン第7版（2024年10月1日改定）」に指定されている下記の禁止物質（群）を、意図的に含有せずかつ閾値のある物質については、非意図的な場合も閾値を超えて含有していないことを証明いたします。なお今後、本証明事項に関わる変更が生じる場合は、事前に通知し貴社の指示に従います。

記

1. 対象納入品

品名	メーカー、型番	備考（生産工場等）

2. 含有禁止物質（群）一覧

番号	物質（群）名	含有濃度の禁止閾値
A01	アスベスト類	意図的添加の禁止
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料（特定アミンを形成するものに限り）	意図的添加の禁止
A03	カドミウム及びその化合物	意図的添加の禁止かつ100ppm(*1、*2)（但し75ppmを超える場合には上記の備考欄へ記載のこと）
A04	六価クロム化合物	意図的添加の禁止かつ1000ppm(*1、*2)
A05	鉛及びその化合物	意図的添加の禁止かつ1000ppm(*1、*2)
A06	水銀及びその化合物	意図的添加の禁止かつ1000ppm(*1、*2)
A07	オゾン層破壊物質（例：CFC類、HCFC類、HBCF類、四塩化炭素等）	意図的添加の禁止
A08	ポリ臭化ビフェニル類（略称：PBB類）	意図的添加の禁止かつ1000ppm(*1)
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（略称：PBDE類）	意図的添加の禁止かつ1000ppm(*1)
A10	ポリ塩化ビフェニル類（略称：PCB類）	意図的添加の禁止
A11	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が3以上のものに限り）	意図的添加の禁止
A12	放射性物質	意図的添加の禁止
A13	一部（炭素鎖長10～13）の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加の禁止
A14	トリブチルスズ（略称：TBT）、トリフェニルスズ（略称：TPP）	意図的添加の禁止
A15	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド（略称：TBTO）	意図的添加の禁止
A16	4-アミノジフェニル及びその塩	意図的添加の禁止
A17	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名：アルドリン）	意図的添加の禁止
A18	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名：エンドリン）	意図的添加の禁止
A19	黄りん（例：マッチの火薬に含有している場合がある）	意図的添加の禁止
A20	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名：クロルデン又はヘプタクロル）	意図的添加の禁止
A21	N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	意図的添加の禁止
A22	ダイオキシン類	意図的添加の禁止
A23	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（4-クロロフェニル）エタン（別名：DDT）	意図的添加の禁止

A 2 4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名: デイルドリン)	意図的添加の禁止
A 2 5	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ [2, 2, 1] ヘプタン (別名: トキサフェン)	意図的添加の禁止
A 2 6	2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール	意図的添加の禁止
A 2 7	β -ナフチルアミン及びその塩	意図的添加の禁止
A 2 8	4-ニトロフェニル及びその塩	意図的添加の禁止
A 2 9	ビス (クロロメチル) エーテル	意図的添加の禁止
A 3 0	ヘキサクロロベンゼン	意図的添加の禁止
A 3 1	ベンジジン及びその塩	意図的添加の禁止
A 3 2	ベンゼン	意図的添加の禁止
A 3 3	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的添加の禁止
A 3 4	ドデカクロロペンタシクロ [5, 3, 0, 0 (2, 6), 0 (3, 9), 0 (4, 8)] デカン (別名: マイレックス)	意図的添加の禁止
A 3 5	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス (4-クロロフェニル) エタノール (別名: ケルセン又はジコホル)	意図的添加の禁止
A 3 6	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン (別名: 六塩化ブタジエン)	意図的添加の禁止
A 3 7	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名: PFOS) 又はその塩	意図的添加の禁止
A 3 8	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン) = フルオリド (別名: PFOSF)	意図的添加の禁止
A 3 9	ポリ塩化ターフェニル (略称: PCT類)	意図的添加の禁止
A 4 0	三置換有機スズ化合物 (A 1 4, A 1 5 を除く)	意図的添加の禁止かつ 1000ppm (*3)
A 4 1	フマル酸ジメチル (略称: DMF)	意図的添加の禁止
A 4 2	ペンタクロロベンゼン	意図的添加の禁止
A 4 3	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名: α -ヘキサクロロシクロヘキサン)	意的添加の禁止
A 4 4	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名: β -ヘキサクロロシクロヘキサン)	意図的添加の禁止
A 4 5	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名: γ -ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)	意図的添加の禁止
A 4 6	デカクロロペンタシクロ [5, 3, 0, 0 ^{2, 6} , 0 ^{3, 9} , 0 ^{4, 8}] デカン-5-オン (別名: クロルデコン)	意図的添加の禁止
A 4 7	ジオクチルスズ化合物 (略称: DOT)	意図的添加の禁止かつ 1000ppm (*3, *4)
A 4 8	ジブチルスズ化合物 (略称: DBT)	意図的添加の禁止かつ 1000ppm (*3, *4)
A 4 9	ホルムアルデヒド (対象製品: *5)	意図的添加の禁止
A 5 0	ポリ塩化ビニル (略称: PVC) 及びPVC混合物 (対象製品: *6)	意図的添加の禁止
A 5 1	酸化ベリリウム	意図的添加の禁止
A 5 2	フッ素系温室効果ガス (HFC、PFC、SF6) (対象製品: *7)	意図的添加の禁止
A 5 3	塩化コバルト (対象製品: *8)	意図的添加の禁止
A 5 4	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド (別名: エンドスルファン又はベンゾエピン)	意図的添加の禁止
A 5 5	ヘキサブROMシクロドデカン (略称: HBCD)	意図的添加の禁止
A 5 6	ベンゾ [a] アントラセン (略称: BAA)	人体に触れる部分かつ 1 ppm (*9)
A 5 7	クリセン (略称: CHY)	人体に触れる部分かつ 1 ppm (*9)
A 5 8	ベンゾ [b] フルオランテン (略称: BbF)	人体に触れる部分かつ 1 ppm (*9)
A 5 9	ベンゾ [k] フルオランテン (略称: BkF)	人体に触れる部分かつ 1 ppm (*9)
A 6 0	ベンゾ [j] フルオランテン (略称: BjF)	人体に触れる部分かつ 1 ppm (*9)
A 6 1	ベンゾ [a] ピレン (略称: BaP)	人体に触れる部分かつ 1 ppm (*9)
A 6 2	ベンゾ [e] ピレン (略称: BeP)	人体に触れる部分かつ 1 ppm (*9)
A 6 3	ジベンゾ [a, h] アントラセン (略称: DBA)	人体に触れる部分かつ 1 ppm (*9)
A 6 4	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (略称: DEHP)	意図的添加の禁止かつ 1000ppm (*11)
A 6 5	フタル酸ジブチル (略称: DBP)	意図的添加の禁止かつ 1000ppm (*11)
A 6 6	フタル酸ブチルベンジル (略称: BBP)	意図的添加の禁止かつ 1000ppm (*11)

A 6 7	フタル酸ジイソブチル（略称：D I B P）	意図的添加の禁止かつ 1000ppm(*11)
A 6 8	パーフルオロオクタン酸（P F O A）とその塩およびそのエステル	①部品：1000ppm ②化学品：10ppm ③コーティング材料：1 μg/m2 (*10)
A 6 9	リン酸トリアリールイソプロピル化物（略称：PIP（3:1））	意図的添加の禁止
A 7 0	ペンタクロロチオフェノール（略称：P C T P）	意図的添加の禁止
A 7 1	ペルフルオロカルボン酸（略称：PFCAs）（炭素数 9～14 に限る）とその塩、および関連物質	1. PFCAs (C9-C14) とその塩 意図的添加の禁止かつ合計 25ppb 未満 2. PFCAs (C9-C14) 関連物質 意図的添加の禁止かつ合計 260ppb 未満
A 7 2	PFHxS とその塩および PFHxS 関連物質	1. PFHxS とその塩 意図的添加の禁止かつ合計 25ppb 未満 2. PFHxS 関連物質 意図的添加の禁止かつ合計 1000ppb 未満
A 7 3	デクロランプラス	意図的添加の禁止
A 7 4	UV-328	意図的添加の禁止
A 7 5	メトキシクロル	意図的添加の禁止
A 7 6	有機リン系難燃剤のうち 3 物質 ・リン酸トリス（2-クロロエチル）（TCEP） ・リン酸トリス（2-クロロ-1-メチルエチル）（TCPP） ・リン酸トリス（2, 3-ジクロロプロピル）（TDCPP）	意図的添加の禁止かつ 1000ppm
A 7 7	ペンタクロロフェノール（P C P）とその塩およびエステル類	意図的添加の禁止
A 7 8	フタル酸エステル類のうち 5 物質 ・DINP フタル酸ジイソノニル CAS No. 28553-12-0 / 68515-48-0 ・DIDP フタル酸ジイソデシル CAS No. 26761-40-0 / 68515-49-1 ・DNOP フタル酸ジ-n-オクチル CAS No. 117-84-0 ・DNHP フタル酸ジ-n-ヘキシル CAS No. 84-75-3 ・DMEP フタル酸ビス（2-メトキシエチル） CAS No. 117-82-8	意図的添加の禁止かつ 1000ppm
A 7 9	赤りん	意図的添加の禁止

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

（＊１）禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えばカドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、欧州 R o H S 指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。

（＊２）包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに 4 物質（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物）の総量として重量比で 1 0 0 p p m を含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。

（＊３）禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分子は金属スズ（S n）としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位（D B T のみ混合物も含む）とします。

（＊４）欧州 R E A C H 規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

（＊５）対象：製品に組み込んで使用される、繊維板（ファイバーボード）、パーティクルボード及び合板を用いた木工製品（スピーカー、ラック等）

（＊６）対象：①非接触 I C カード用基材、②キャリングバック、キャリングケース、キャリングポーチ用の生地及びコーティング剤、③接続コードを束ねる結束バンド、④包装部品・材料（袋、粘着テープ等）、⑤熱収縮チューブ、⑥絶縁版、化粧板、ラベル、シート、ラミネート

（＊７）対象：冷媒・断熱材等の製品に搭載する用途

（＊８）対象：①乾燥剤（シリカゲル等）に使用される湿度指示薬、②湿度インジケーター

（＊９）欧州 R E A C H 規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

（＊１０）下記に該当するものは使用禁止とします。

①部品に対し 1 0 0 0 p p m を超える含有がある場合。

②化学品（液体混合物中など）に対し 1 0 p p m を超える含有がある場合。

③繊維、繊維、カーペット、およびその他のコーティングされた材料に対し 1 μg / m² を超える含有がある場合。

（＊１１）禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。ただし、欧州 R o H S 指令で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。

以上